

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
1	実施方針	-							JR九州が新しく長崎駅周辺で整備を予定している民間収益施設(商業施設やホテル、駐車場等)に関する情報をお教えください。	現時点では、JR九州が計画している民間収益施設についての確定した情報はありません。
2	実施方針	-							MICE事業に関して、構成員もしくは協力企業から業務を再委託される企業は、その他企業には含まれない、という認識でよろしいでしょうか。また、MICE事業に関して、構成員から業務を再委託される会社は協力的会社には含まれない、という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
3	実施方針	-							民間収益事業者は、MICE事業の構成員でなければ、他のグループへの複数参加も認められているとの理解でよろしいでしょうか。	MICE事業者の構成員かつ民間収益事業者である事業者であっても、他の応募グループの「その他企業」になることは妨げません。
4	実施方針	2	1	1	5	③	ア	(カ)	大規模修繕や更新は市の業務範囲とのことですが、工事期間中に使用できない室の利用料金収入は貴市に補てん頂けるという理解でよろしいでしょうか。独立採算で運営を行う上で長期的に利用できない室が出ることは、収支に大きな影響があります。	大規模修繕や更新等に係る工事期間中に使用できない諸室等の利用料金収入を補てんする考えはありません。
5	実施方針	2	1	1	5	③	ア	(カ)	施設の維持管理には、大規模修繕及び更新は除くとありますが、具体については、応募者が提案する中長期修繕計画によるとあります。 大規模修繕及び更新に係る業務は本事業では実施せず、当該業務に係る費用も本事業の事業費には含まないものと理解してよろしいでしょうか。(事業者は中長期修繕計画を提案するのみで、事業者あるいは構成員・協力企業が当該業務を実施する場合であっても、本事業とは別途契約を締結し、当該費用が実施者に支払われるとの理解です。)	ご理解の通りです。
6	実施方針	2	1	1	5	③	ア	(キ)	貸出に関する条件設定について、市で定める料金規定の案があれば、お示しください。	他都市の施設と比べ競争力がある提案を期待しております。
7	実施方針	2	1	1	5	③	ア	(キ)	利用者利便施設の運営等について、減免等の措置は検討されていますか。	減免等の措置は想定しておりません。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
8	実施方針	2	1	1	5	③	イ		民間収益事業について仮にホテル事業以外の民間収益事業を実施した場合、かかる事業の事業期間も50年間となるのでしょうか。また、仮に50年間とした場合、単一の事業を50年間実施することになるのでしょうか、それとも実施する民間収益事業を適宜変更できるという理解でよろしいのでしょうか、ご教授下さい。	旅館業法に基づくホテル事業(特定の会員専用のみのホテルは除く)は、原則50年間実施することとし、それ以外の民間収益事業は50年間でなくとも実施可能です。但し、変更する際は、市との協議が必要です。
9	実施方針	2	1	1	5	③	イ		民間施設(ホテル)の所有権を不特定の第三者に譲渡することは可能でしょうか? その場合、借地人としての地位の譲渡は可能でしょうか?	詳細は、募集要項等に示します。
10	実施方針	2	1	1	5	③	イ		民間施設(ホテル)の所有権を不特定の第三者に譲渡することは可能でしょうか? その場合、転借地権付き建物として売却する事は可能でしょうか?	詳細は、募集要項等に示します。
11	実施方針	2	1	1	5	③	イ		民間施設をSPCで所有する場合、その出資分を不特定の第三者へ売却する事は可能でしょうか? また、売却が可能な場合、付帯する制限等はございますか?	詳細は、募集要項等に示します。
12	実施方針	2	1	1	5	③	イ		「高級ホテル」とはどのような規模・グレードのホテルを想定しているかご教授いただけますでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。
13	実施方針	2	1	1	5	③	イ		ホテル事業は必ず行うこととあり、ホテルのブランド、規模、部屋数等は民間事業者の提案によるとございますが、市の方で、想定されているホテル規模(部屋数等)はございますでしょうか。	実施方針に記載のとおりです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
14	実施方針	3	1	1	5	③	イ		国際会議等の誘致受入にも寄与できるブランドとサービスとありますが、具体的に想定しているサービスをお示しください。	実施方針に記載のとおりです。
15	実施方針	3	1	1	6		ア		平成53年10月にMICE事業の終了後、市が管理を引き継いだあとの当該施設の運営管理については、どのようなスキームが想定されますか。	現時点では、未定です。
16	実施方針	3	1	1	6		イ		定期借地期間は50年とありますが、一定期間後は、合意による解約が可能である旨、契約書に記載することは可能でしょうか？	詳細は、募集要項等に示します。
17	実施方針	3	1	1	6		イ		定期借地期間は50年とありますが、解約条項を設けますか？設ける場合、ある一定期間以上の場合の解約条項になりますか？	NO16の回答を参照してください。
18	実施方針	3	1	1	6		イ		民間収益事業の事業期間は定期借地権設定契約等を締結してから50年間を想定しているとありますが、民間収益事業者からの提案により事業期間を設定することは可能でしょうか。	NO16の回答を参照してください。
19	実施方針	3	1	1	6		イ		MICE施設の中に民間収益施設が併設された場合、事業期間が異なりますが、民間収益事業は定期借地期間は担保されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
20	実施方針	3	1	1	7				民間収益事業について、「MICE施設の開業時点までに民間収益施設も開業すること」と規定されていますが、仮に開業が遅れた場合、何らかのペナルティがSPC又は民間事業者に課されるのでしょうか、ご教授下さい。	詳細は、募集要項等に示します。
21	実施方針	3	1	1	7				MICE施設の引き渡し時期は竣工後速やかに行うという理解でよろしいでしょうか。開業準備後の引き渡しになってしまうと不動産取得税がかかり、事業コストの増加となります。	ご理解の通りです。なお、設計・建設期間は、MICE施設の竣工後、引渡しを行い、開業準備を完了するまでの期間を指します。
22	実施方針	3	1	1	7			ア	設計・建設期間が平成33年10月となっている一方で維持管理・運営期間が平成33年11月からとなっております。通常この規模の施設がオープンするに際しては、竣工引渡し後3カ月程度の準備期間を必要とするのが一般的と考えますが、引き渡し後の準備期間はいずれの業務期間で見込めばよろしいでしょうか。設計・建設期間で見込む場合は、引き渡し後から10月までの間の維持管理費用や光熱水費はサービス購入料に含めてよいという理解でよろしいでしょうか。	開業準備については、施設の引渡し後の設計・建設期間中に行い、維持管理・運営業務開始予定日までに終えることとしています。また、引渡しから開業準備の完了までの間にかかる費用は、市が支払うサービス購入料に含みます。
23	実施方針	3	1	1	7			ア	維持管理・運営期間について平成33年から20年間の長崎市人口と交流人口についての予測をご教示頂けますでしょうか。	長崎市の人口につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の「日本地域別将来推計人口」によると平成52年には33万1千人と推計されております。なお、交流人口についての予測はございません。
24	実施方針	3	1	1	8			ア (ア)	工事監理、施設の引渡、および開業準備については、サービス購入料の支払対象となると理解してよろしいでしょうか。	NO22の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
25	実施方針	3	1	1	8		ア	(ア)	利用料金収入のないMICE施設開業前の期間にかかる費用として、開業前期間の維持管理費用や光熱水費、附属設備の購入費用、開業準備に係る費用等があげられます。これらは、独立採算で対応する中に含めることが難しいですので、サービス購入料に含めていただけるでしょうか。	NO22の回答を参照してください。
26	実施方針	3	1	1	8		ア	(ア)	市が支払うサービス購入料は、MICE施設の設計、建設の対価とのことですが、(7)事業スケジュールには、設計・建設期間に開業準備が含まれており、開業準備業務は(5)③ア(キ)施設の運営・MICE誘致業務に含まれています。開業準備に係る対価は利用料金の収受により賄われるものではないことから、MICE施設の設計、建設の対価の一部として、サービス購入料として市から支払われるものと理解してよろしいでしょうか。	NO22の回答を参照してください。
27	実施方針	3	1	1	8		ア	(ア)	本事業の市が事業者を支払う費用には社会資本整備総合交付金等を活用することを予定されていますが、当該交付金はサービス購入料の一部としてMICE施設の所有権移転時に一括して事業者を支払われるものと思料します。開業準備に係る対価が市が支払うサービス購入料に含まれる場合、開業準備に係る対価は利用料金の収受により賄われるものではなく、設計・建設期間の終期に発生する費用であることから、施設の所有権移転時に一括して支払われるサービス購入料に含めて提案するものと理解してよろしいでしょうか。	サービス購入料の支払い方法の詳細は、募集要項等に示します。
28	実施方針	3	1	1	8		ア	(ア)	MICE施設から独立して駐車場を設置した場合、要求水準の300台相当の建築費はサービス対価に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	MICE施設と駐車場建物が別棟になった場合でも、MICE施設利用者のための駐車場建物の建設費等はサービス購入料に含みます。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答	
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(イ)			
29	実施方針	3	1	1	8			ア	(イ)	MICE施設の運営に関して、長崎市では年間ほどの程度の会議、学会、大会等が開催されているのでしょうか。また、貴市の見解として、MICE施設完成に伴い、どの程度の新規での開催を見込んでおいででしょうか、差し支えなければご教授ください。	長崎市内の施設における平成27年の種別ごとの開催件数については、学会・大会等240件、一般会議等866件、展示・イベント等20件、スポーツ234件、文化芸術等120件の計1,480件が開催されています。交流拠点施設においては、学会・大会等271件、一般会議等542件、展示・イベント等56件の計869件(59万人)の開催を見込んでいます。ただし、この見込みは参考情報として扱うこととし、事業者がこの見込みに基づく事業計画を作成し、見込みが達成されなかった場合でも、市は一切責任を負いません。
30	実施方針	3	1	1	8			ア	(イ)	「上記(5)③キに係るMICE事業については、当該利用料金等により、独立採算業務にて実施する」とありますが、その後段において、「市は、MICE事業者が施設の運営、維持管理を行う対価としてのサービス購入料を一切支払いません」とあります。独立採算の対象は(5)③キの施設の運営・MICE誘致業務であり、施設の維持管理はサービス購入料対象と理解してよろしいでしょうか。	独立採算にて実施する業務は、「ア(カ)施設の維持管理」及び「ア(キ)施設の運営・MICE誘致業務」を指します。
31	実施方針	3	1	1	8			ア	(イ)	“上記(5)③キに係るMICE事業については、当該利用料金等により、独立採算にて実施する”とありますが、ここでいう“上記(5)③キに係るMICE事業”とは、“(5)③ア(キ)施設の運営・MICE誘致業務”を指すと理解してよろしいでしょうか。	NO30の回答を参照してください。
32	実施方針	3	1	1	8			ア	(イ)	ここでいう“上記(5)③キに係るMICE事業”が、“(5)③ア(キ)施設の運営・MICE誘致業務”を指す場合、“当該利用料金等により、独立採算にて実施する”業務には、(5)③ア(カ)施設の維持管理業務に係る対価は含まれないと理解してよろしいでしょうか。(MICE施設の維持管理業務に係る対価は、市からサービス購入料として支払われるとの理解です。)	NO30の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
33	実施方針	3	1	1	8		ア	(イ)	「上記(5)③キに係るMICE事業については～」とありますが、利用料金による独立採算で実施するのは、(キ)施設の運営・MICE誘致業務の部分という理解でよろしいでしょうか。	NO30の回答を参照してください。
34	実施方針	3	1	1	8		ア	(イ)	「MICE事業者が施設の運営、維持管理を行う対価としてのサービス購入料を一切支払わない」とありますが、事業開始前にかかる開業準備費用(利用料金収入が発生しない開業前に実施する営業費用、備品購入費用など)については、市のサービス購入料に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	NO22の回答を参照してください。
35	実施方針	3	1	1	8		ア	(ア)	貴市にお支払い頂くサービス購入料について質問ですが、設計・建設を行う対価としてのサービス購入料については、設計・建設期間のすべての費用(SPC設立費用や設計・建設期間のSPC経費、開業準備費等)と金利が含まれているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。NO22の回答も参照してください。
36	実施方針	3	1	1	8		ア	(ア)	貴市にお支払い頂くサービス購入料について質問ですが、設計・建設を行う対価としてのサービス購入料については、どのような支払スケジュールを想定しておられますでしょうか。御教示頂けますと幸いです。	毎年度、業務の出来高に応じて支払います。詳細な支払方法は、募集要項等に示します。
37	実施方針	3	1	1	8		ア	(ウ)	固定納付金の額について、「応募者の提案による」との記載がありますが、具体的な最低額及び支払回数との定めはあるのでしょうか。また、固定納付金は事業期間全体を通じて同額であり、変更はできないという理解でよろしいでしょうか。	固定納付金の額について、下限額の設定は考えていませんが、多くの納付金を期待しております。支払回数は、年1回を想定しています。固定納付金は、事業期間を通じて一律でなくても構いません。詳細は、募集要項等で示します。
38	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	固定納付金は応募者の提案によるとありますが、納付額の下限は設定されるのでしょうか。	NO.37の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ウ)		
39	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金の記載欄の「事業者」は、「MICE事業者」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金については、「事業者の年間の純利益の50%相当額を納付するもの」とありますが、事業者ではなくMICE事業者を示していると考えてよいでしょうか。	NO.39の回答を参照してください。
41	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金は、事業者の年間の純利益の50%相当額とのことですが、事業者にはMICE事業者と民間収益事業者が含まれ、各事業者は別法人となる可能性があります。変動納付金には、民間収益事業者の純利益の50%相当額も含むのでしょうか。	「事業者の年間の純利益の50%相当額を納付するもの」の「事業者」とは、MICE事業者をさし、納付金の対象となるのはMICE事業者の純利益のみを想定しています。
42	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金について、MICE事業者がMICE以外に民間収益事業の一部を行っていた場合、変動納付金の算出対象となる金額は、MICE事業による純利益のみと考えてよいでしょうか。	ご理解の通りです。
43	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金は、事業者の年間の純利益の50%相当額とのことですが、設計・建設期間中は事業者には純利益が発生しない可能性があることから、設計・建設期間中は、変動納付金の納付が免除されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
44	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金について、事業者の年間純利益の50%相当額の純利益とはSPCの税引き後利益を指すものと思われませんが、具体的にはどのように算出するのかご教示ください。	MICE事業者の税引き後利益を指します。詳細は、募集要項等で示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ウ)		
45	実施方針	3	1	1	8		ア	(ウ)	現在、記載されている「事業者の年間の純収益」とは具体的に何を指すものでしょうか、ご教示下さい。	NO.44の回答を参照してください。
46	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	「変動納付金」が「事業者の年間の純利益の50%相当額」とありますが、納付すべき金額の確定する時期が、期間損益の属する事業年度の翌年になると考えられます。計算方法と計上時期に関する考え方をご提示願います。	詳細は、募集要項等に示します。
47	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金として事業者の年間の純利益の50%相当額を納付とありますが、ある年度の決算を行い、その年度の純利益の50%相当額を翌年度に収めるという理解でよろしいでしょうか。その場合、最終年度はどのように扱うのでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
48	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	固定納付金と変動納付金の納付額はMICE事業者からの提案は可能でしょうか。	固定納付金の額のみ、提案可能です。
49	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	固定納付金は利用料金の収入金額に応じて変動させることは可能でしょうか。	固定納付金は、提案時の金額で固定とします。ただし、事業期間を通じて一律でなくても構いません。詳細は、募集要項等で示します。
50	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	事業者の純利益の50%とありますが、事業者はSPCであり利用料金収入の変動リスクも構成企業にパススルーするのが通例と思量します。変動納付金の採用意図としては利用料金収入が想定以上となった場合には大きな金額を納付するようなものであると思量しますが、利用料金の変動に応じて事業者が担当企業に維持管理運営業務委託費を支払う仕組みとした場合に、本制度は機能しなくなると思料します。市への納付金のあり方は事業者の提案として頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
51	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金について、PFI事業においては、リスクはそれをもっともよく管理できる者が負うべきである、という原則に則り、SPC (MICE事業者)から、実際に業務を行う委託会社(構成員)へリスクをパススルーするケースが多くみられます。本事業においてももしそうなれば、SPCには純利益がほとんど残らないため、変動納付金は発生しないこととなりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
52	実施方針	4	1	1	8		ア	(ウ)	変動納付金を納めることはSPCの経営上を著しく困難にする恐れがあります。変動納付金を納めるか否か、割合を何%にするかは固定納付金と同様に提案事項とさせて頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
53	実施方針	4	1	1	8			(ウ)	変動納付金が、事業者の年間の純利益の50%相当を納付するとありますが、事業者の負うリスクが大きいのにに対して、純利益の50%を徴収するというのは厳しき思います(虫がよすぎはしませんか)。他自治体の事例等を調査され、地元がともに発展する条件にして欲しい。	ご意見として承ります。
54	実施方針	4	1	1	8		ア	(エ)	目的外使用にかかわる使用料は、募集要項に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
55	実施方針	4	1	1	8		ア	(エ)	MICE施設の目的外使用について、現時点で貴市が想定されている目的外使用の想定があれば教えてください。	2ページ 第1 1 (5) ③ ア(キ)に記載している「利用者利便施設(自動販売機コーナー等)の運営等」に係る目的外使用を想定しています。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
56	実施方針	4	1	1	8			イ	借地料は、募集要項に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	下限を設定し、それ以上の借地料を事業者により提案していただくことを想定しています。詳細は、募集要項等で示します。
57	実施方針	4	1	1	8			イ	民間収益事業について、借地料の設定金額についてお考えをご教授いただけますでしょうか。	NO.56の回答を参照してください。
58	実施方針	4	1	1	8			イ	民間が支払う地代の算出方法をご教示ください	NO.56の回答を参照してください。
59	実施方針	4	1	1	8			イ	MICE施設の中に民間収益施設が併設された場合、借地料の計算式はどのように考えればよいでしょうか。	NO.56の回答を参照してください。
60	実施方針	4	1	1	8			イ	民間収益事業主が長崎市へ支払う地代の算出方法をご教示ください	NO.56の回答を参照してください。
61	実施方針	4	1	1	8			イ	民間収益事業者は、定期借地権設定契約等に基づき借地料を市に支払い、独立採算にて民間収益事業を実施することですが、定期借地権設定契約等の締結時期は、平成30年6月とあることから、借地料は民間収益施設的设计・建設期間中も市に支払わなければならないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
62	実施方針	5	1	2	2	①			MICE事業を市自ら実施する場合の公共負担額とPFIで実施する場合の公共負担額を比較することにより評価するとございますが、根拠となる数字(整備費、運営費、利用者数等)も併せて公表されますでしょうか。	計算の根拠となる数字や金額の内訳を公表する予定はありません。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
63	実施方針	6	2	2					平成29年3月の募集要項等の公表、同年4月の説明会と質疑応答の予定であるが、参加表明書の受付が同年6月、事業提案書の受付が同年7月となっており、これだけの事業規模でありながら検討期間が短いように感じます。既に、作業に取り掛かっているのであれば別だが、ご検討をお願いしたい。	現時点では、スケジュールの変更は考えておりません。
64	実施方針	6	2	2		⑭			事業提案書の受付について 本事業はMICE事業と民間収益事業との複合事業ですが、複合事業提案書の提出期限について再考していただく事は可能でしょうか(期限を延ばして頂きたい)。	NO.63の回答を参照してください。
65	実施方針	6	2	2					本事業の選定にあたって、競争的対話やプレゼンテーション等は予定していないのでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
66	実施方針	7	2	3	5				特定事業の選定の公表について、公表の時期はいつごろを想定しているのでしょうか。	平成29年3月下旬頃を予定しています。
67	実施方針	8	2	3	9				参加表明書提出後に辞退した場合は、市から何らかのペナルティがあるのでしょうか。	ペナルティを科すことは予定していませんが、原則として、参加表明提出後は事業提案書をご提出いただくようお願いいたします。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
68	実施方針	8	2	3	11				競争性が担保されないと認められる場合とありますが、応募グループが1グループしかなかった場合でも、その理由のみで選定の執行を取りやめるものではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
69	実施方針	8	2	4	1				応募グループの協力会社は、他の応募グループの構成員又は協力会社として参加できる、との理解で宜しいでしょうか。	応募グループの協力会社は、他の応募グループの協力会社として参加はできますが、構成員としては参加できません。
70	実施方針	8	2	4	1				応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員又は協力会社として参加できないものとするがありますが、協力会社は、他の応募グループの協力会社として参加できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
71	実施方針	8	2	4	1				「代表企業」とは、応募手続きを行う企業であり、「その他企業」も代表企業になれると理解してよろしいでしょうか。(第2-7-(2)には、代表企業はSPCに対する最大の出資者であることを求められています。)	代表企業はMICE事業を担う構成員である必要があります。
72	実施方針	8	2	4	1				提案時に地域貢献に係る金額等の提案を受け、未達成の場合は罰則規定を設けることを予定されていますが、当該地域貢献に係る金額等の提案は、落札者決定において何らかのインセンティブの付与(加点評価等)が加味されるのでしょうか。	ご理解の通り、本事業の優先交渉権者を決定するにあたり、加点評価等を行うことを想定しています。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
73	実施方針	8	2	4	1				「提案時に地域貢献に係る金額等の提案を受け、未達成の場合は罰則規定を設けることを予定しております。」という記載がございますが、「地域貢献に係る金額等の提案」について具体的なイメージをご教示ください。	事業実施にあたっての、設計、建設業務等における地元企業への発注金額等を想定しています。詳細は、募集要項等に示します。
74	実施方針	8	2	4	1				地域貢献の金額等の提案の中で、地域企業等の業務委託や発注について、提案書提出後の地域企業の意向の変化等により変更となることが想定され、提案内容の確約については不可能かと思料致します。あくまで提案書の中では予定という形で記載させて頂けますでしょうか。発注等の確実性については、関心表明書の取得等において判断をお願い出来ますと幸甚です。	ご意見として承ります。
75	実施方針	9	2	4	1	⑦			選定審査会の審査員が属する企業又は資本面・人事面において関連があつてはならないとあるが、審査員はいつ公表されますか。また、審査員の選定にあたっては、経歴や業歴を十分に精査され、特定の企業との関連性が無い方を選任されることを望みます。	審査会委員名については、現時点におきましては審査終了後に公表することとしておりますが、現在見直しを検討中です。
76	実施方針	9	2	4	1	⑦			選定審査会の審査員が属する企業又はその企業と資本面もしくは人事面において関連があるものでないこと、とあります。選定審査会のメンバーおよび属する企業は、現在公開されていないため、今後公表されると思われませんが、そのタイミングはいつごろでしょうか。	NO.75の回答を参照してください。
77	実施方針	9	2	4	1	⑧			「市の物品等入札参加資格」について、資格を有するべき営業品目をご提示願います。	登録すべき業種の指定は特にありません。入札参加資格申請については、理財部契約検査課にご確認ください。
78	実施方針	9	2	4	1	⑧			参加資格の有無について審査されるにあたっての提出書類(決算書、納税証明書の種類等)について、具体的にご提示願います。	詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
79	実施方針	9	2	4	2				応募グループの構成員及び協力会社に対する資格要件が記載されていますが、「その他企業」(民間収益施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる企業)については、満たすべき資格要件は求められないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
80	実施方針	9	2	4	2				構成員及び協力企業のうち施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、以下の該当する要件を満たすこととありますが、以下の要件には維持管理業務を実施する者に係る要件が明示されておりません。 維持管理業務を実施する者を設計、建設、工事監理及び運営業務を実施する者とは別法人で参加申請する場合は、当該企業に求められる資格要件は特にないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
81	実施方針	9	2	4	2				「設計、建設、工事監理、維持管理及び運営の各業務に当たる者は、以下の該当する要件を満たすこととします」とありますが、維持管理については示されていないようですので、お示し願います。	NO.80の回答を参照してください。
82	実施方針	9	2	4	2	①			“また、代表者とそれ以外にあっては、一級建築士の資格を有する者が3名以上在籍していること。”とありますが、本要件の趣旨は、設計業務を複数の法人で実施する場合は代表者とそれ以外の法人の在籍者について合わせて3名以上の一級建築士が在籍していれば満足するものと理解してよろしいでしょうか。(設計業務を1法人で実施する場合は、当該法人の在籍者で3名以上の一級建築士が在籍していることを求められていると理解しています。)	各法人ごとに3名以上の在籍が必要です。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
83	実施方針	9	2	4	2	①	イ		1,000人程度以上のホール・集会場等を含む施設と記載されていますが、1,000人程度以上の講堂等の用途を含む施設も含まれると考えて宜しいでしょうか？	ご理解の通りです。
84	実施方針	10	2	4	2	②			建設業務を複数の法人で実施する場合の代表者は、“主に建設業務を実施する者”であり、ア、イ、ウ、エ、オに記載の全ての要件を満たさなければならないと読めることから、代表者は、長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値が、建築一式工事:1,000点以上、電気工事:800点以上、管工事:820点以上の全てを満たさなければならないと理解してよろしいでしょうか。	1法人で実施する際は、建築一式工事:1,000点以上、電気工事:800点以上、管工事:820点以上の全てを満たさなければなりません。複数の法人で実施する場合の代表者は、建築一式工事:1000点以上を満たすことを求めます。
85	実施方針	10	2	4	2	②			建設業務を複数の法人で実施する場合の代表者は、“主に建設業務を実施する者”とあることから、電気工事を実施する者や管工事を実施する者であっても、本要件に示されたアからオの全ての要件(例えば、他の工種の長崎市制限付一般競争入札発注基準の総合数値以上)を満足していれば、代表者になれると理解してよろしいでしょうか。	代表者は建築一式工事を実施するものとします。
86	実施方針	10	2	4	2	②	イ		建設業務を実施する者について、(ア)建築一式工事だけでなく、(イ)電気工事、(ウ)管工事の工種にも総合数値の下限を設定し、入札参加資格要件とされている理由を教えてください。	(イ)電気工事、(ウ)管工事についても一定水準以上の施工を期待するものです。
87	実施方針	10	2	4	2	②	イ		「1,000人程度以上のホール・集会場等を含む施設の設計業務」とありますが、1,000人程度以上の客席を持つ多目的アリーナや1,000人程度以上収容できる講堂も該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
88	実施方針	10	2	4	2	②	ウ		1,000人程度以上のホール・集会場等を含む施設の受注実績に関し、どのような書類の提出が求められますか。	元請として受注したことを示す契約書の写しや、施設の種類と規模が確認できる仕様書等の写し等を想定しています。詳細は、募集要項等で示します。
89	実施方針	10	2	4	2	②	エ		建設業務を担う代表者(主に建設業務を実施する者)の要件として、「応募グループの構成員であること」とございますが、協力企業としての参画は出来ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。代表者以外であれば、協力会社としての参画は可能です。
90	実施方針	10	2	4	2	③			“また、代表者とそれ以外にあっては、一級建築士の資格を有する者が3名以上在籍していること。”とありますが、本要件の趣旨は、工事監理業務を複数の法人で実施する場合は代表者とそれ以外の法人の在籍者について合わせて3名以上の一級建築士が在籍していれば満足するものと理解してよろしいでしょうか。(工事監理業務を1法人で実施する場合は、当該法人の在籍者で3名以上の一級建築士が在籍していることを求められていると理解しています。)	NO.82の回答を参照してください。
91	実施方針	10	2	4	2	③	イ		「1,000人程度以上のホール・集会場等を含む施設の工事監理業務」とありますが、1,000人程度以上の客席を持つ多目的アリーナや1,000人程度以上収容できる講堂も該当すると考えてよろしいでしょうか。	NO.87の回答を参照してください。
92	実施方針	10	2	4	2	④			「応募グループの構成員」につき、「構成員」がいわゆる「持ち株会社」で、その子会社が要件ア、イを満たす場合、参画資格を有するかにつき、ご教示願います。	構成員自体が当該実績を有していることを求めます。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
93	実施方針	10	2	4	2	④			「同規模の類似施設の運営」につき、類似施設に含まれる施設の範囲を、例示列举願います。	展示施設、劇場、音楽堂、集会場、アリーナや、それらの機能を備えた複合施設等を想定しています。
94	実施方針	11	2	4	2	④	ア		同規模の類似施設の運営を指定管理者として実施した実績があることとありますが、「同規模」「類似施設」の表す内容について基準をお示しください。	規模については、施設のコンベンションホール、イベント・展示ホールがそれぞれ、概ね1,000㎡以上である施設を想定しています。類似施設の例については、No.93の回答を参照ください。
95	実施方針	11	2	4	2	④			同規模の類似施設の運営を指定管理者として実施した実績があることとありますが、類似施設には文化ホール等も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
96	実施方針	11	2	4	2	④			同規模の類似施設の運営を指定管理者として実施した実績があることとありますが、今回と同様にPFI手法を導入した施設である場合は、指定管理者がSPCであってもSPCから運営業務を受託をしている企業には実績があるとみなされるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
97	実施方針	10	2	4	2	④	ウ		運営・MICE業務を担う代表者(主に運営・MICEの誘致業務を実施する者)の要件として、「応募グループの構成員であること」とございますが、協力企業としての参画は出来ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。NO.89の回答も参照してください。
98	実施方針	10	2	4	2				民間収益施設の設計・建設・維持管理・運営を実施するものについては、特段の資格要件を設けないという認識で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
99	実施方針	11	2	4	3				応募グループの構成員等の変更にある、市が認めた場合に限り変更できるとあるが、どのような要件を想定しているか。	個別の状況を鑑みて判断します。
100	実施方針	11	2	4	3				“応募グループの構成員及び協力会社が、優先交渉権者決定前までに上記(1)及び(2)を欠くような事態が生じた場合は失格とします。”とありますが、構成員及び協力会社はMICE事業者に関わる者であることから、その他企業に上記(1)((2)はその他企業には適用されないとの理解です。)を欠くような事態が生じても、応募グループは失格とはならないと理解してよろしいでしょうか。	その他企業についても、優先交渉権者決定前までに上記(1)①～⑦を欠くような事態が生じた場合は失格とします。また、市が認めた場合に限り応募グループのその他企業も変更することができるものとします。
101	実施方針	12	2	5	2				審査員の氏名は公表されないのでしょうか。	NO.75の回答を参照してください。
102	実施方針	12	2	5	2				審査員の構成表が提示されていますが、審査員の属する企業名や氏名等はいずれ公表されるのでしょうか。	NO.75の回答を参照してください。
103	実施方針	13	2	5	3	②	ア		基礎審査項目の詳細については、募集要項等においてお示しいただけるかと思いますが、MICE施設と民間収益施設それぞれに配点評価されるのか等、具体的かつ詳細にお示しいただけるのでしょうか。	ご理解の通りです。
104	実施方針	13	2	5	3	②	ア		基礎審査項目の詳細は、募集要項等において示すとのことですが、予定価格についても公表されるのでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
105	実施方針	13	2	5	6				「事業者を選定しない場合」の理由に、「応募グループが1グループであった場合」は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	応募グループが1グループであった場合でも提案内容が優れている場合は含まないと考えています。
106	実施方針	14	2	7	1				基本協定を締結するのは、構成員及び協力会社のみですが、民間収益事業者として市と定期借地権設定契約を結ぶその他企業は、本基本協定には関与しない、ということでしょうか。その場合、MICE事業と民間収益事業との連携に関する内容はどのように担保されるのでしょうか。(定期借地権設定契約において定められるのでしょうか?)	MICE事業者と民間事業者についても基本協定を締結することを想定しています。詳細は、募集要項等に示します。
107	実施方針	14	2	7	1				基本協定には、民間収益事業に関する事項やその他企業の役割に関する事項等は規定されないと理解してよろしいでしょうか。	NO.106の回答を参照してください。
108	実施方針	14	2	7	2				SPCをMICE事業の実施のみを目的とする株式会社として設立した場合であって、代表企業をその他企業とする提案を行った場合は、代表企業は構成員とはならないため、“代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとする。”との要件は適用されない(代表企業であるその他企業はSPCへの出資を求められない)と理解してよろしいでしょうか。	MICE事業の実施のみを目的とするSPCを設立する場合は、代表企業は当該SPCの構成員から選定し、当該SPCに最大出資を行う必要があります。NO71の回答も参照してください。
109	実施方針	14	2	7	2				SPCをMICE事業及び民間収益事業の一部又は全部を実施する株式会社として設立する場合、事業契約の終期と定期借地権設定契約の終期が異なることから、SPCの存続期間は、各契約の終期の遅い方の終期まで存続させなければならない、すべての出資者はその間、SPCの株式を保有し、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分はできないと理解してよろしいでしょうか。それとも、事業契約が終了すれば、市の承諾がなくても、自由に譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分ができるかと解すべきでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
110	実施方針	14	2	7	2				民間収益事業について、①「MICE事業を実施するSPCにて民間収益事業も実施」、②「MICE事業を実施するSPCとは別にSPCを設立して民間収益事業を実施」、③「SPCを設立せずに事業会社にて民間収益事業を実施」のいずれでも良いとの理解でよろしいでしょうか。また、①の場合、定期借地権設定契約が終了するまで(50年間)は事業契約が終了してもSPCを解散できないとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。また、後段については、詳細を募集要項等に示します。
111	実施方針	14	2	7	3				契約期間は50年を想定とありますが、異なる期間を提案することは可能でしょうか。	不可とします。
112	実施方針	14	2	7	3				MICE事業は事業契約(期間約33年)、民間収益事業は定期借地権設定契約(期間50年)となっており、別々の事業として契約されるものと思われます。一方、本事業は両方の事業が一体として成立するものと考えますので、仮に、一方の事業が困難となった場合、他方の事業も中止することは出来るのでしょうか。特に、市の帰責事由によりMICE事業が中止となった場合の民間収益事業のリスク負担はどのようにお考えでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
113	実施方針	15	3	3					建設工事期間中の履行保証が求められていますが、設計期間中は履行保証(設計業務に係る履行保証保険への加入等)を求められないと理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
114	実施方針	15	3	3					建設工事期間中の履行保証が求められていますが、維持管理・運営期間中は履行保証(維持管理あるいは運営業務に係る履行保証保険への加入等)を求められないと理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
115	実施方針	15	3	4					MICE事業の実施状況についてのモニタリングに関する事項が記載されていますが、民間収益事業については、市によるモニタリングは実施されないと理解してよろしいでしょうか。	民間収益事業はモニタリングの対象としておりませんが、定期借地権設定契約等において報告を求める予定です。詳細は、募集要項等に示します。
116	実施方針	15	3	4					市によるMICE事業者へのモニタリングに関する事項が記載されていますが、民間収益事業者に対しては市にモニタリングが想定されていないのでしょうか。	NO.115の回答を参照してください。
117	実施方針	16	3	4	3	④			本事業は、維持管理運営についてサービス対価の支払いが無い事業であるため、モニタリングについても対象とならないことが一般的かと思料致します。維持管理運営業務についてはモニタリング範囲から除外して頂けますでしょうか。	維持管理・運営業務に対するモニタリングを実施することを想定しています。詳細は、募集要項等に示します。
118	実施方針	17	4	3					民間収益事業について借地期間終了時に更地にして市に返還するとありますが、MICE施設は原状回復の対象に含まれないのでしょうか。仮にMICE施設とホテルが接続している場合どのように解体撤去すればよろしいでしょうか、ご教授下さい。	民間収益事業は更地返還とし、MICE施設と民間収益施設が接続している場合の取扱いの詳細は、募集要項等に示します。
119	実施方針	17	4	3					解体撤去、原状回復して更地にして…と、ありますが、民間施設は解体撤去可能なよう、MICE施設とは完全に切り離れた計画とする必要があるという事でしょうか？	MICE施設との合築・区分所有についても想定しております。
120	実施方針	17	4	3					解体撤去、原状回復して更地にして…と、ありますが、民間施設をMICE施設との合築・区分所有として計画することが可能な場合、解体撤去の方法等について別途ご協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか？	NO.118の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
121	実施方針	17	4	3					MICE施設と民間収益施設の縦積みの合築(区分所有建物)が可能な場合、民間収益施設のみ解体撤去は物理的に困難ですので、原状回復にあたっては貴市との協議事項と捉えてよろしいでしょうか。	NO.118の回答を参照してください。
122	実施方針	17	4	3					民間収益施設について、原則、民間収益事業者が解体撤去、現状回復して更地にして市に返還とございます。50年先の解体費用の見積もりは難しいと考えますが、解体費用は事業者負担でしょうか。また、民間収益事業を延長することは想定されていないのでしょうか。	解体費用は事業者負担となります。また、民間収益事業の期間を延長することは考えておりません。
123	実施方針	17	4	3					借地期間終了時に、原則は民間収益事業者が解体撤去・原状回復して更地返還とありますが、契約更新ないしは市及び第3者への譲渡等を提案することは可能でしょうか。	現時点では考えておりません。
124	実施方針	17	4	3					MICE施設の中に民間収益施設が併設された場合、借地期間終了後に解体撤去は難しいと考えますが、契約更新ないしは譲渡等を原則としていただくことは可能でしょうか。	現時点では考えておりません。
125	実施方針	17	4	3					事業用地はすべて(民間収益施設用地を含む)、既にあるいは本事業開始までに市の所有地となっていると理解してよろしいでしょうか。	事業対象用地は既に市が所有しています。
126	実施方針	17	4	3					“民間収益事業者は、民間収益事業に係る施設の所有に必要な範囲において、市有地を有償で借り受け、市に借地料を支払う”とありますが、ここでいう“民間収益事業に係る施設の所有に必要な範囲”とは、民間収益事業者に民間収益施設の所有権が発生する時期(施工者に初回の出来高払いを実施する時期等)を指すのでしょうか。 それとも、民間収益事業を実施するのに必要な用地の範囲(MICE施設等との敷地境界)を指すのでしょうか。	後者を想定しています。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
127	実施方針	17	4	3					MICE施設と民間収益施設が別棟ではなく、縦積み合築(区分所有建物)での提案も可能との認識でよろしいでしょうか。また、この場合の借地料については、民間収益施設の建物持分割合をベースに算出するとの考え方でよろしいでしょうか	ご理解の通りです。また、借地料の考え方は、募集要項等に示します。
128	実施方針	18	5	1					事業契約書に定める具体的な措置とは、どのようなものを想定しているのか。	詳細は、募集要項等に示します。
129	実施方針	19	6	1					本事業は、MICE事業と民間収益事業との複合事業となっておりますが、両事業の何れかの事業の継続が困難となった場合でも、継続が可能な事業に係る契約(事業契約もしくは定期借地権設定契約等)については、解除にならないという認識で宜しいでしょうか(各々が独立した契約で、他方の事業における解約等の影響を受けないという認識)。	詳細は、募集要項等に示します。
130	実施方針	19	6	1					事業の継続が困難となった場合の措置について、MICE事業は事業契約書に、民間収益事業は定期借地権設定契約書において定めるとございます。MICE事業の継続が困難となった場合、民間収益事業(特に必須とされているホテル事業)についても継続が困難となることが予想されますが、民間収益事業(特にホテル事業)は継続しなければならないのでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
131	実施方針	19	6	2	1				MICE事業者の提供するサービスが事業契約書等に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約書に定めるMICE事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合、市は、MICE事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めるとありますが、MICE事業者からの申し入れは可能でしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
132	実施方針	19	6	2	1				MICE事業の運営業務等は施設利用料金等により独立採算で実施することから、MICE事業者の財務状況の悪化により納付金の納付が困難になることが考えられます。そのような場合も、市による事業契約解除の要件となるのでしょうか。(納付金の減免措置等は講じられないのでしょうか。)	詳細は、募集要項等に示します。なお、納付金の減免措置は想定しておりません。
133	実施方針	19	6	2	2				「民間収益施設については、定期借地権設定契約等において規定します」という記載がございますが、民間収益施設についても、市の事由により本事業の継続が困難となった場合、市は定期借地権設定契約等の解除および民間収益施設事業者に生じた合理的損害は賠償するものと考えておいて宜しいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
134	実施方針	20	7	1					貴市の事業所税につき、MICE事業は非課税、民間収益事業は課税(の場合がある)、と理解してよろしいでしょうか。	MICE事業においては、維持管理・運営段階に指定管理者制度の利用料金制を適用するため、課税対象となる場合があります。詳細は市ホームページをご確認ください。
135	実施方針	20	7	2					財政上及び金融上の支援に関する事項は、民間収益事業も対象でしょうか。	ご理解の通りです。
136	実施方針	20	7	3					交付金額は募集要項公表時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。また、交付金確保のリスク分担は貴市との理解でよろしいでしょうか。	交付金額は確定しておりません。また、交付金確保に係るリスク分担に係る後段のご質問は、ご理解の通りです。
137	実施方針	20	7	3					社会資本整備総合交付金等の活用を想定されているとのことですが、補助金の規模を教示いただけませんか。	交付金額は確定しておりません。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
138	実施方針	20	7	3					社会資本整備総合交付金等が市が支払うサービス購入料(MICE施設の設計、建設に係る対価)の一部又は全部に充当される場合、当該交付金相当額は、施設の所有権移転時に一括してMICE事業者を支払われると理解してよろしいでしょうか。	毎年度、業務の出来高に応じて支払います。詳細な支払方法は、募集要項等に示します。
139	実施方針	20	7	3					社会資本整備総合交付金等の活用を予定しているとのことですが、当該交付金が市が支払うサービス購入料(MICE施設の設計、建設に係る対価)の一部又は全部に充当され、施設の所有権移転時に一括してMICE事業者を支払うことを想定されている場合であって、当該交付金が交付されなかった場合は、当該交付金相当額を市の予算により充当し、一時金としてMICE事業者を支払われると理解してよろしいでしょうか。(事業開始後の資金計画の変更は、MICE事業者に損害が発生する可能性があるため。)	NO.138の回答を参照してください。
140	実施方針	20	7	3					社会資本整備総合交付金等の交付が決定した場合は、当該交付金は、市が支払うサービス購入料(MICE施設の設計、建設に係る対価)の一部又は全部に充当されると理解してよろしいでしょうか。	NO.138の回答を参照してください。
141	実施方針	20	7	3					社会資本整備総合交付金は民間収益施設にも活用されますでしょうか。	当該交付金は、MICE施設の設計・建設等に対して交付されるもので、民間収益施設には活用できません。
142	実施方針	22							JR長崎駅(在来線・新幹線)から整備エリアへの歩行者の動線やその構造に関する詳細情報をお示ください。雨天対策、キャリーバッグなど大型の荷物への対策が見込まれているかについてもお示ください。	長崎駅周辺地区の計画については、平成28年策定の「長崎駅舎・駅前広場デザイン基本計画」に基づき基本設計・実施設計が進められていますが、現時点では確定した図面等はありません。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
143	実施方針	22							周辺エリアから整備エリアへの自動車の進入経路とその構造に関する詳細情報ををお示しください。 なお、自動車に関する高さや重量制限の詳細情報も併せてお示しください。	NO.142の回答を参照してください。
144	実施方針	22							対象箇所となる敷地および周辺道路について、区画整理事業による整備後の地盤高さをご教示ください。	対象敷地の計画高はTP+2.9m、浦上川沿いの周辺道路はTP+2.3～2.4mとなっております。
145	実施方針	23							不可抗力に起因する増加費用について、当該費用の一定割合は事業者が負担するものとありますが、割合の数値も含めて詳細をご教示ください。	詳細は、募集要項等に示します。
146	実施方針	23							事業者の責めによる事由を原因とした市の指示、とはどういった事由を想定しているのでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
147	実施方針	23							法令等の変更:2 当該施設は多くの雇用を生み出し貴市の雇用促進策に寄与するものでありますが、超長期間内においては年金や社会保険などの制度変更が想定されます。この場合、このリスク分担も貴市が負担されるものと理解してよろしいですか。	ご質問のリスクを市が負担することは想定していません。詳細は、募集要項等に示します。
148	実施方針	23							ここでいう“事業者の提案”とは、本事業の応募時に提出した事業提案書の内容を指すのでしょうか。それとも、事業開始後に何らかの事由により事業者が提案した内容を指すのでしょうか。	いずれも該当します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
149	実施方針	23							物価変動:27、38 (事業契約で定めた水準)について事業契約書もしくは水準値をご提示ください。	詳細は、募集要項等に示します。なお、質問中の「38」は、「28」と読み替えています。
150	実施方針	23							不可抗力リスクについて、運営期間中に不可抗力によって開館できない場合、復旧に要する費用、閉館中にかかる経費や得られなかった収入の補てんを一定割合を除いて貴市に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
151	実施方針	23							事業者の責めによらず、施設利用者や近隣等の要望等により要求水準の変更を余儀なくされた場合は、当該要望等による要求水準の変更を事業者の独断で認めた場合はNo.23に該当し、市が認めた場合(事業者との協議に基づくものを含む)は、No.22に該当すると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
152	実施方針	23							事業の中断・中止について、市の指示による事業中断・中止については、市負担とのことですが、この「指示」の中には、市の責めに帰すべき事由(要求水準書の不備による事業中止等)も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
153	実施方針	23							市の支払うサービス購入料に係る資金調達(交付金の交付を含む)は、市の負担と考えますが、この項目はNo.20に含むと理解してよろしいでしょうか。	交付金を含む、市の支払うサービス購入に係る資金調達に係るリスクは市の負担とします。詳細は、募集要項等に示します。
154	実施方針	23							基準金利がマイナス金利の場合は、基準金利0%との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
155	実施方針	23							“不可抗力、法令変更、物価変動以外の要因による運営、維持管理費用の上昇”とありますが、MICE施設の運営業務は施設利用料金等により独立採算で実施することとされています。運営業務費用の上昇が物価変動による場合は、何らかの配慮(利用料金の増額改定等)がなされるものと理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
156	実施方針	23							“不可抗力、法令変更、物価変動以外の要因による運営、維持管理費用の上昇”とありますが、MICE施設の維持管理業務の対価は施設利用料金等による独立採算ではなく、市からサービス購入料が支払われることから、不可抗力についてはNo.9が適用され、法令変更はNo.2、3が適用され、物価変動についてはNo.27、28が適用されると理解してよろしいでしょうか。	維持管理業務は、運営・MICE誘致業務と同様、独立採算で実施することとしています。
157	実施方針	23							施設利用料金は、条例により上限価格等が決定されるものと思料します。“利用料金に係る消費税については、料金の変更により調整する。”とのことですが、消費税率の変更に係る消費税法の施行に合わせ遅滞なく利用料金に係る条例が改正されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
158	実施方針	23							許認可取得のリスク分担に関し、事業者の負担については、事業者がコントロールできる範囲となるのが一般的かと存じます。事業者の責めに帰すべき事由に限定して頂けますでしょうか。	ご意見として承ります。
159	実施方針	23							不可抗力の負担割合をご教示ください。	詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
160	実施方針	23							不可抗力に起因する増加費用の負担について、被害抑制インセンティブの付与を考慮し、当該費用の一定割合は事業者が負担するものとするがありますが、一定割合とは具体的にどのような想定をされているかお示してください。	詳細は、募集要項等に示します。
161	実施方針	24							不可抗力による整備の遅延が発生した事例もありますが、不可抗力の発生は予測できないので、貴市にてご負担頂けませんでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
162	実施方針	23							自然的リスクは事業者がリスクをコントロールできないことから、貴市での負担頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
163	実施方針	23							九州新幹線長崎ルートの開通を見越した需要を想定した収支計画を立てることになるが、工期の遅れや駅の位置変更等によるリスク分担は長崎市となるのでしょうか。	長崎市負担とは考えておりません。
164	実施方針	23							例えば、住民運動やテロ、犯罪など、事業者で負えないリスクへの対応はどう対応するのでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
165	実施方針	23							「MICE施設の設置に係る住民運動等の発生」を事由として金融機関から事業者が資金調達できない場合は、貴市のリスク分担と理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
166	実施方針	24							No.37.41.44.47について、「市の指示による」の中には、「要求水準の不備等の市の責めに帰すべき事由」も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
167	実施方針	24							契約前/契約締結リスクにおいて、市の責めによる事由で契約が未締結又は遅延となった場合のリスクは市にあるとなっておりますので、議決が得られない場合は市、事業者ともに自らが要した費用を負担するのではなく、市にて負担頂けませんでしょうか。	ご意見として承ります。
168	実施方針	24							事業者の責めによらず、施設利用者や近隣等の要望等により設計変更を余儀なくされた場合は、当該要望等による設計変更を事業者の独断で認めた場合はNo.38に該当し、市が認めた場合(事業者との協議に基づくものを含む)は、No.37に該当すると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
169	実施方針	24							瑕疵担保期間については重大なものを除き、2年との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。
170	実施方針	24							要求水準書別紙3によると事業用地において土壌汚染対策法の基準を超える土壌汚染が確認されていますが、これら市が与条件として明示している土壌汚染対策費(追加の調査費を含む)については、本事業費には含まず、市の負担で別途賄われ、対策工事等も実施されると理解してよろしいでしょうか。	土壌汚染対策工事については市の調査結果を基にして事業者の責任で実施してください。
171	実施方針	24							要求水準書別紙3によると事業用地において土壌汚染対策法の基準を超える土壌汚染が確認されていますが、これら市が与条件として明示している土壌汚染対策費(追加の調査費を含む)については、民間収益施設用地についても、市の負担で別途賄われ、対策工事等も実施されると理解してよろしいでしょうか。	NO.170の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
172	実施方針	24							施設整備リスクについて、市が与条件として明示した範囲を超える土壌汚染が発見された場合、その対策費は貴市の負担となる、との理解で宜しいでしょうか。	個別に判断することを想定しています。
173	実施方針	24							(不可抗力による整備の遅延の事由に伴う開館・運営の遅延は予測できないため、事業者負担とするのは過度な負担と存じます。事業者の事由ではない整備の遅延による開館・運営の遅延は貴市でご負担頂けませんでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
174	実施方針	24							設備は日進月歩であり、技術的に陳腐化したことを事由に設備更新を求めることは事業者にとって負担が大きいと思量致しますので、判断基準をもう少し具体的に教示いただけませんか。	詳細は、募集要項等に示します。
175	実施方針	24							設備等の陳腐化への対応には更新が必要と思料しますが、第1-1-(5)-③-ア-(カ)には、“施設及び設備等の経常修繕であり、大規模修繕及び更新は除くものとする。”とあることから、本リスクの負担は市ではないでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
176	実施方針	24							「修繕」の定義は曖昧であるため、対象範囲をもう少し具体的に教示いただけませんか。	詳細は、募集要項等に示します。
177	実施方針	24							第1-1-(5)-③-ア-(カ)には、“施設及び設備等の経常修繕であり、大規模修繕及び更新は除くものとする。”とあることから、本項目は経常修繕についてのみ適用されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
178	実施方針	24							事業者が持ち込んだ(事業者の所有である)備品の更新は当然に事業者の負担と考えますが、施設整備で調達し市の所有となる備品については、第1-1-(5)-③-ア-(カ)には、“施設及び設備等の経常修繕であり、大規模修繕及び更新は除くものとする。”とあることから、本項目の対象外と理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
179	実施方針	24							施設の大規模修繕に関することについて契約期間20年の間に大規模修繕を行われると思いますが、どの程度(時期・期間について)想定していますか。ご教示頂けますでしょうか。	応募者が提案する中長期修繕計画に基づき、施設の運営に極力影響がでないよう調整しながら実施していく予定です。
180	要求水準書	-							市の主催イベント開催時における、利用料金への減免措置の有無や開催スケジュールに関する優先劣後について御教示頂けますと幸いです。	減免等の利用者に対するインセンティブ制度については民間事業者の提案となります。事業目的等に資するような提案を期待しています。
181	要求水準書	-							計画予定地を貫通している歩行者専用道路に接する境界は「道路境界」と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。歩行者専用道路は市道尾上町2号線となっております。
182	要求水準書	2	2	1					事業者が行う業務の範囲・内容について施設運営費について試算されていると思われませんが、その想定施設運営費をご教示頂けますでしょうか(人件費・運営費・設備・清掃・警備・光熱水費等)。	公表の予定はございません。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
183	要求水準書	2	2	1	1	②			建設業務に土壌汚染対策工事を含むとのことですが、実施方針別紙2リスク分担表No.45には“事業用地において土壌汚染(市が与条件として明示しているもの)や地中障害物の処理等による整備の変更“は、市のリスク負担となっています。 本項に基づき事業者が実施する土壌汚染対策工事とは、本要求水準書別紙3に示された土壌汚染調査資料から合理的に判断して対策を講じなければならない範囲の対策工事であり、追加調査や対策工事中に新たに判明した土壌汚染等がある場合の対策工事は、別途、市の負担により実施されると理解してよろしいでしょうか。	NO.170の回答を参照してください。
184	要求水準書	3	1	3					MICE施設の管理の委託に当たっては、利用料金制が採用されるが、開業初期段階は稼働率が低い状況が想定されます。市の財政支援は検討されないのでしょうか。	現時点で、財政支援は想定しておりません。
185	要求水準書	3	2	3	2				事業期間はMICE事業:23年間4ヶ月、民間収益事業:50年間と異なる契約期間ですが、MICE事業者が23年間4ヶ月の時点で契約終了した場合、契約形態はどのようになるのでしょうか。	MICE事業については、平成53年11月までを事業期間とするPFI事業契約を、市とMICE事業者との間で締結し、民間収益事業については、50年間の定期借地権設定契約を市と民間収益事業者との間で締結し、2つの事業はそれぞれ別の契約を締結する予定です。
186	要求水準書	3	2	3	3				設計・建設期間(予定)(開業準備含む)とあるが、施設の竣工はいつ頃を想定しているのでしょうか。	平成33年10月を想定しております。
187	要求水準書	4	2	4	2				法令適用基準について、「基準等は全て最新版を適用する」とありますが、提案段階の基準を最新版として用いるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
188	要求水準書	4	2	4	2				<p>“適用する内容は、原則として各基準が示す性能とし、当該性能を満たすことを証明することにより、各基準等が示す仕様書以外の仕様とすることができる”とありますが、当該性能を満たすことを証明する方法には、具体的にどのような方法を想定されているのでしょうか。ご教示ください。</p> <p>(例えば、1回の業務内容を充実させることにより業務頻度を省略するような提案を行う場合、どの程度の業務内容の充実が、何回の業務頻度の省略に相当するかを証明することは困難と思われる。)</p>	<p>この項目については、設計、工事施工に関する基準について記載しています。設計、施工に際しては、原則としてこの基準等によることとしていますが、各基準等が示す仕様書以外の仕様とする場合は、当該性能を満たすことを証明する資料等を提出していただくこととなります。</p>
189	要求水準書	4	2	4	2				<p>下記に列記された基準等には、維持管理・運營業務に直接的に適用される基準等がありません。</p> <p>本事業においては、本項の要求内容の対象となる維持管理・運營業務に適用される基準等は想定されていないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>事業者からの提案内容に基づき、モニタリングしながら実施することを想定しています。</p>
190	要求水準書	5	2	6	1				<p>実施方針別紙2リスク分担表No.23には、事業者の提案に基づく要求水準の変更が想定されています。その場合のリスク負担は事業者とのことですが、当該事由による要求水準変更の手続きは規定されないのでしょうか。(どのような事由であれ、要求水準の変更は契約変更該当すると思料します。)</p>	<p>詳細は、募集要項等に示します。</p>
191	要求水準書	5	2	6	2				<p>要求水準見直しに際し、協議や変更対応に伴う業務に対応する増加費用は、サービス対価支払額に加味されるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>要求水準見直しの事由等により、個別に判断することを想定しています。</p>

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
192	要求水準書	5	2	6	2				MICE施設の運営・MICE誘致業務は利用料金収入等により独立採算で実施することを求められています。 上記(1)に列記された要件により要求水準が変更された場合であって、MICE事業者の収支に影響がある場合は、固定納付金の減免・増額、変動納付金の納付率の変更が行われると理解してよろしいでしょうか。	個別事案ごとに判断します。
193	要求水準書	6	3	1	5	②			デザインの検討にあたり、長崎駅周辺エリアデザイン調整会議との調整は、事業提案書の提出以前に行なってもよい、との理解でよろしいでしょうか。	事前調整は難しいと考えております。P6(5)①等を基に検討ください。
194	要求水準書	7	3	2	1	①			敷地および周辺道路の関係がわかる、平面測量図、断面測量図等をご提示いただけないでしょうか？	詳細は、募集要項等に示します。
195	要求水準書	7	3	2	2				長崎駅とつなぐペDESTリアンデッキの位置や大きさについては、公表資料として御開示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	NO.142の回答を参照してください。
196	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキの維持管理・運営は、貴市にて実施されると理解してよろしいでしょうか。	民間事業者の提案が道路附属物と判断できる場合は、道路管理者への移管を想定しています。
197	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキの設置については、位置や大きさなど被接続側との調整は概ね済んでいるという理解でよろしいでしょうか。	NO.142の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
198	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキの設置については、位置や大きさについて事業者側の要望は受入れていただけるものでしょうか。	位置や大きさは事業者の提案によるものとします。NO.142、NO.196の回答も参照してください。
199	要求水準書	7	3	2	2				本体敷地と保留地の間にある歩行者専用道路の上空を、ペDESTリアンデッキ等の設置により繋ぐことは可能でしょうか。その場合の要件等のご提示はいただけませんかでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
200	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキを計画するにあたり、協議・調整が必要な企業、機関及び貴市の管轄部署を教えてください。	長崎市土木総務課、長崎駅周辺整備室、都市計画課、建築指導課。
201	要求水準書	7	3	2	2				MICE施設と長崎駅をつなぐペDESTリアンデッキの想定位置、高さなどをご教示ください。	NO.198の回答を参照してください。
202	要求水準書	7	3	2	2				長崎駅との接続位置をご教示頂けますか。	NO.198の回答を参照してください。
203	要求水準書	7	3	2	2				本前提条件を満たすにあたり、新しい長崎駅がどの様に開発され、駅のどの部分とMICE施設等が接続するのか等について、現時点に判明している情報で結構ですので、ご教示下さい。	NO.142の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
204	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキはMICE施設の一部として、長崎市が所有されるとの認識でよろしいでしょうか。また、ペDESTリアンデッキ接続のためには、長崎駅の整備を行うJR九州との協議、ないしは適切な情報提供が必須と考えますが、タイミングや発表元など情報提供に関して、貴市のお考えをお示ください。	NO.198の回答を参照してください。
205	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキの整備費用は、JR九州との調整により変動が予測され、本提案において見積もることは困難であり、リスク分担についても複雑です。そのような要件により競争・評価されることは公平・正確な審査の観点から外れるため、MICE施設とは別枠の予算として計上いただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
206	要求水準書	7	3	2	2				MICE施設は、ホール棟と駐車場棟で構成されるものと思料します。各棟の配置、別棟・合築等により変わると思いますが、ペDESTリアンデッキは、当該各棟の両方に接続しなければならないのでしょうか。	事業者提案によることとします。
207	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキの配置等の検討に必要となる新長崎駅の仕様等はいずれ応募者に開示されるのでしょうか。	No.142の回答を参照してください。
208	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキは道路構造物等に該当すると思料しますが、本事業で設置したペDESTリアンデッキの管理者は、どの団体(長崎市、JR九州、事業者等)となるのでしょうか。(維持管理費の負担等は、管理者の区分により変わるものと思料しますが、長崎市あるいは事業者が管理者となる場合は、当該デッキの維持管理業務等の実施及び費用の負担は、事業者となるのでしょうか。)	NO.196の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
209	要求水準書	7	3	2	2				ペDESTリアンデッキの位置や駅側の構造等についてご教示願います。	NO.142の回答を参照してください。
210	要求水準書	8	3	3	2				計画敷地は長崎駅西側(20,662㎡)と旧保留地(3,498㎡)に分割されています。 ホール棟、駐車場棟、民間収益施設を敷地内のどの位置に配置するかは、応募者の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
211	要求水準書	8	3	4	1				施設の設置の趣旨を満たしたうえで、本書で示した各機能について、需要動向等を勘案した事業者からの提案を可能とする、とありますが、②要求水準と一部異なる提案(例えば、面積や天井高について記載の数値や可動式の客席や舞台の有無など)でも、施設の設置の趣旨(以降のページの①)を満たし、なおかつ需要動向などを勘案して合理性があることを提案書において客観的に明示できれば、採用いただけるということでしょうか。	要求水準を満たしたうえで、提案いただくこととなります。
212	要求水準書	8	3	4	1	②			MICE施設の駐車場規模は300台とありますが、これ以上必要との応募グループの判断のもと、予定価格の範囲内で積み増すのは可能との理解でよろしいでしょうか。	300台を超える分については、サービス購入料に含めることはできません。
213	要求水準書	8	3	4	2	②			移動間仕切りの遮音性能レベルはどの程度をお考えかご教授ください。	コンベンションホール内の騒音レベルをNC-30以下とするよう考えています。
214	要求水準書	9	3	4	1	②			「20室、計2,500㎡程度」とありますが、「20室程度で、その合計が2,500㎡程度」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
215	要求水準書	9	3	4	1	②			「300台」とありますが、「300台程度」と理解してよろしいでしょうか。	NO.212の回答を参照してください。
216	要求水準書	9	3	4	1	②			「300台」とありますが、一般車両だけでなく搬入車両や業務車両を含めて300台と理解してよろしいでしょうか。	一般車両だけを想定しております。
217	要求水準書	10	3	4	2	②			天井の吊り荷重に対する要求水準の記載がありませんが、想定している基準があるのでしょうか。	他都市との競争力のあるMICE施設となるよう、民間事業者の提案によるものとします。
218	要求水準書	10	3	4	2				具体的な使用は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。また運営管理上必要となる備品についての、メンテナンスコストについても、同様の考え方でしょうか。	ご理解の通りです。(質問の「使用」は、「仕様」と読み替えます)
219	要求水準書	10	3	4	2				具体的な使用は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。(質問の「使用」は、「仕様」と読み替えます)
220	要求水準書	11	3	4	2	②			ホワイトエの項目に「喫煙スペース」の記載がございますが、必要に応じて館内にスペースを確保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
221	要求水準書	11	3	4	2	②			「ビュッフェ」は、MICE施設の目的外使用にはあたらないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
222	要求水準書	11	3	4	3				規模、設備： 床について仕上げ仕様とピットについて触れられていますが、アンカーボルトの打込み対応について示されていません。アンカーの仮設を可とする仕様が必要でしょうか。	原則、民間事業者の提案によりますが、アンカー仮設が設置できる仕様は必要と考えております。
223	要求水準書	12	3	4	4				参加者3,000人程度の学会開催に対応する施設の場合、映像投影の視認性等の観点から、部屋の規模に応じた天井高の確保が必要な条件となりますので、要求水準に記載すべきと考えますが、いかがでしょうか。	NO.217の回答を参照してください。
224	要求水準書	13	3	4	5	②			“施設利用者の利便性向上のための機能について需要見込みを考慮し適宜設置することができる。”とあることから、設置しない提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	NO.217の回答を参照してください。
225	要求水準書	14	3	4	6	②			本項に記載の備品(予約状況管理用コンピューター端末、補修点検用器具、移動式傘立て、雨降りマット、エレベーター防護シート)は市所有となる(リース調達不可)必須備品と考えてよろしいでしょうか。	原則リース不可とします。但し、リースで調達しようとする場合は事業終了時には、市に譲渡するものとします。
226	要求水準書	16	3	4	3	②			車寄せスペース、搬入車両駐車場、荷捌きスペースの要求水準を満足する為には独立した駐車場ではなく、本体と一体化された複合施設の一部として考えるべきですか。本体と複合にした場合は建設コストが大幅にアップします、車寄せスペース、搬入車両駐車場、荷捌きスペース等は複合施設内に、別棟にて駐車場棟建設でも良いですか？	NO.217の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
227	要求水準書	16	3	4	3	②			駐車台数300台とありますが、ホテルやコンベンション等に働く職員も含むのでしょうか？別に提案とするのでしょうか？	ホテルやコンベンション等に働く職員駐車場は含まれておりません。
228	要求水準書	16	3	4	8	①			MICE施設利用者、搬出入車両、管理業務用車両を除く車両(駅等の外部施設利用者など)の駐車は認めないと理解してよろしいでしょうか。	MICE施設利用者向けに、300台分の駐車場を設置することとしています。
229	要求水準書	16	3	4	8	①			民間収益施設としてホテルを必須とされていますが、民間収益施設の利用者は、MICE事業で整備する駐車場には駐車できないと理解してよろしいでしょうか。(民間収益施設の利用者に必要となる駐車場は民間収益事業として整備し、ホテルの宿泊者がMICE事業の関係者(主催者やイベント参加者)であっても、ホテルに移動する場合は、車両を民間収益施設側駐車場や事業敷地外の民営駐車場などに移動しなければならないことを想定しています。)	駐車場については、MICE事業で300台を想定しており、民間収益事業に係る分は別途必要と考えています。
230	要求水準書	16	3	4	8	②			駐車台数は大型車両を含めた台数という認識でよろしいでしょうか。	NO.216の回答を参照してください。
231	要求水準書	16	3	4	8				駐車場に関しては、予定価格の範囲内であれば、貴市施設として300台を超える台数を設置することは可能でしょうか。	NO.212の回答を参照してください。
232	要求水準書	16	3	4	8				MICE施設利用者以外のホテル利用者への駐車場の提供については、どのように考えればよいですか。300台に含めるべきですか。別途想定するべきですか。	NO.229の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
233	要求水準書	16	3	4	8				駐車場は事業の収支に大きな影響を及ぼすものと考えます。周辺の駐車場整備の計画を正確に把握したいので本件整備以外にJRを含む民間事業者が予定している駐車場の整備計画をお教えてください。	民間駐車場については把握できません。
234	要求水準書	19	3	5	2				AV設備の具体的な使用は、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。(質問の「使用」は、「仕様」と読み替えます)
235	要求水準書	19	3	5	2				「電気時計設備」とありますが、設置趣旨を満たす前提で、無線電波時計でも構いませんかでしょうか。	ご理解の通りです。
236	要求水準書	19	3	5	2				「防犯・入退室管理設備」や「AED」など、リース・レンタルでの設置が望ましいと思料されるものがありますが、事業終了時の条件等をお示し願います。	NO.225の回答を参照してください。
237	要求水準書	20	3	5	3				周辺地域を含めた地域冷暖房の導入計画がございますでしょうか。また、導入が計画されている場合、具体的な内容をご教示ください。	現在のところ、ございません。
238	要求水準書	21	3	6	1	①	イ	(エ)	土壌汚染対策が必要になった場合、リスク分担表No45にあるとおり、必要となる対策費(モニタリング費用、想定外の実費産廃処分費用含む)は貴市にて負担頂くとご理解でよろしいでしょうか。	NO.170の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
239	要求水準書	22	3	6	1	③	ウ		完成模型の制作やプレゼンテーション等に関する書類作成について、プレゼンテーション先はどちらになりますでしょうか。また完成模型図について、対象範囲として近隣含む範囲とはどの辺りになりますでしょうか。御教示頂けますと幸甚です。	詳細は、募集要項等に示します。
240	要求水準書	24	3	6	4	①	イ		「1,000人程度以上のホール・集会場等を含む施設の設計業務」とありますが、1,000人程度以上の客席を持つ多目的アリーナや1,000人程度以上収容できる講堂も該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
241	要求水準書	24	3	6	4	②	イ		建設を行う担当者について、管理技術者の工事実績に関してどのような書類の提出が求められますか。	詳細は、募集要項等に示します。
242	要求水準書	24	3	6	4	②	ウ		工事期間中に配置する技術者について、参加資格確認に必要な書類の提出期限以降の退社もしくは転勤による技術者の変更は合理的な理由に当てはまりますか。	事情を個別に勘案して判断します。なお、技術者の変更にあたっては、変更前の技術者と同等の資格・能力を保有する者を選定することを求めます。
243	要求水準書	24	3	6	4	③	イ		「1,000人程度以上のホール・集会場等を含む施設の工事監理業務」とありますが、1,000人程度以上の客席を持つ多目的アリーナや1,000人程度以上収容できる講堂も該当すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
244	要求水準書	25	4	1	2				MICE事業・民間収益事業とも独立採算要素が強く、また、民間活力の積極導入のためにも、両事業を跨る維持管理・運営の提案が認められると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
245	要求水準書	25	4	1	2				ペDESTリアンデッキは含まれるのでしょうか。	含まれます。
246	要求水準書	25	4	2					「建築物各部の点検、保守、補修、更新、修繕等を行うこと」とありますが、更新は除外してよろしいでしょうか。もしくは、「更新は市がサービス購入料とは別に費用負担するが、更新の実施作業は事業者側」という意味合いでしょうか。	長崎市が負担する更新については、実施方針の定義のとおり全面的な更新で行う修繕であり、部分的な更新は含まれません。
247	要求水準書	25	4	2	2				大規模修繕、更新は計画修繕に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
248	要求水準書	26	4	3					実施方針では、「更新」を“劣化した部位・部材や機器などを新しいものに取り換えること”と定義されていますが、本項でいう“正常に機能しないことが明らかになった場合”の原因が経年劣化による場合は、本項でいう「交換」は「更新」に該当するものと思料します。経年劣化により機器が正常に機能しない場合の「交換」は「更新」と解し、別途市により実施されると理解してよろしいでしょうか。	詳細は、募集要項等に示します。
249	要求水準書	27	4	5	1				この「附属設備」に関する想定品目をお示しください。また、長崎市の所有となっていますが、貴市がサービス購入料で負担する対象と考えてよいでしょうか。	附属設備については、P27に記載のとおりです。なお、附属設備及び附属設備以外の物品はサービス購入料の対象となりません。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
250	要求水準書	27	4	5	2				更新業務は、別途市が実施することとなっていることから、附属設備の更新は、別途市が実施するものと理解してよろしいでしょうか。	附属設備の更新は事業者負担となります。
251	要求水準書	27	4	5	3				購入価格が1万円未満の単価の物品については、台帳管理は不要でしょうか。	1万円未満の物品に台帳作成までは求めませんが、事業者において適正に管理してください。
252	要求水準書	27	4	5	3				「附属設備のうち、購入価格が1万円以上の物品については備品とする」とあります。「附属設備以外の備品についても」とありますが、具体的にはどのようなものを示すのでしょうか。	利用者に貸し出す物以外で、管理者側の机、椅子等を示します。
253	要求水準書	27	4	5	3				“購入価格が単価1万円以上の物品については備品とする。”と定義されていますが、“1万円以下”ないしは“1万円未満”の誤りではないでしょうか。	単価1万円以上が備品となります。なお、1万円未満は消耗品扱いとなります。
254	要求水準書	27	4	5	3				本項の記載を解すると、附属設備のうち購入価格が単価1万円未満の物品については備品ではなく、備品台帳による管理が不要と読めますが、そのように理解してよろしいでしょうか。	NO.251の回答を参照してください。
255	要求水準書	27	4	5	3				“購入価格が単価1万円以上の物品については備品とする。”と定義されていますが、“1万円以下”ないしは“1万円未満”の誤りであるとした場合、購入価格が単価1万円以上の物品は附属設備ではあっても備品ではなく、備品台帳での管理は不要となりますが、そのように理解してよろしいでしょうか。	NO.251、253の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
256	要求水準書	27	4	5	3				ここでいう“附属設備以外の備品”とは、舞台設備等を除き、その性質、形状を変えることなくおおむね1年以上にわたって反復使用に耐える物品で、利用者に無償で提供する、長崎市の所有物品を指すと理解してよろしいでしょうか。(エントランスやホワイエに設置するソファなどの共用備品を想定しています。)	ご理解の通りです。
257	要求水準書	27	4	8	3				更新業務は、別途市が実施することとなっていることから、本項に記載の外構施設の更新は、別途市が実施するものと理解してよろしいでしょうか。	NO.246の回答を参照してください。
258	要求水準書	28	4	6	1	③			廃棄物処理に関する記載が維持管理業務要求水準に示されていないと思われませんが、貴市の収集・費用負担と理解してよろしいでしょうか。	廃棄物処理についても、事業者で実施してください。
259	要求水準書	29	4	8	3				「外構施設(工作物を含む)の点検、保守、補修、更新、修繕等を実施するとありますが、更新は除外してよろしいでしょうか。もしくは、「更新は市がサービス購入料とは別に費用負担するが、更新の実施作業は事業者側」という意味合いでしょうか。	NO.246の回答を参照してください。
260	要求水準書	30	5	2	1				「早朝、深夜の時間帯を設定する場合は、周辺への環境対策や安全管理に十分配慮」とありますが、すでに影響を及ぼすと想定されている開発計画があればご教示ください。	現時点で影響を及ぼすと想定している開発計画はございません。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
261	要求水準書	31	5	2	3	①	ア		ホール、会議室の利用料金は、適宜改定できるとの理解でよろしいでしょうか。	MICE施設の利用料金等は、条例により上限額が規定されるため、事業者はその上限額以下の範囲で、市の了解を得て利用料金を変更できるものとします。詳細は、募集要項等に示します。
262	要求水準書	31	5	2	3	①	ア		利用料金の改定にはどのように考えればよろしいでしょうか。	NO.261の回答を参照してください。
263	要求水準書	31	5	2	3	①	ア		条例においては利用料金の上限価格が設定されるのでしょうか。	ご理解の通りです。
264	要求水準書	31	5	2	3	①	ア		利用料金の減免制度については、事業者が提案できるという理解でよろしいでしょうか。	NO.180の回答を参照してください。
265	要求水準書	31	5	2	3	①	ア		利用料金の減免制度を市の指導に則って設定する場合、減免分は補てん頂けるという理解でよろしいでしょうか。	NO.180の回答を参照してください。
266	要求水準書	31	5	2	3	①	ア		実施方針3ページ第1-1-(8)-ア-(イ)には、MICE施設の運営・MICE誘致業務については、利用料金等により独立採算にて実施することと記載されており、MICE施設の維持管理業務は含まれておりません。維持管理業務についても、利用料金等により独立採算で実施しなければならないのでしょうか。	ご理解の通りです。NO30の回答を参照してください。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
267	要求水準書	31	5	2	3	①	イ		駐車場の利用料金は、適宜改定できるとの理解でよろしいでしょうか。	NO.261の回答を参照してください。
268	要求水準書	31	5	2	3	②			利用料金の設定については、多くの自治体で該当施設の指定管理者の設置条例等によりその上限料金が規定されることがありますが、本事業においては、附属設備の使用料金については、市に通知すれば改定ができると理解してよろしいでしょうか。(附属設備の使用料金については、条例では規定されず、改定に当たっては議会等の承認は不要との理解です。)	附属設備の使用料金は条例ではなく規則で規定することを想定しております。料金改定には規則の改正が必要であり、市との協議が必要です。
269	要求水準書	31	5	2	3	③			利用料金について 減免団体は考えなくても宜しいでしょうか。	NO.180の回答を参照してください。
270	要求水準書	31	5	2	3				施設利用料金等の減免に関する考え方をお示ください。	NO.180の回答を参照してください。
271	要求水準書	31	5	2	4				「MICEの誘致業務については、事業契約後、速やかに開始することを予定している」とありますが、誘致業務を行うに要する費用(人件費、事務費、家賃等)は、サービス購入料の対象としてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
272	要求水準書	31	5	2	4				平成33年11月の業務開始時において開館記念イベントや柿落しイベントについて実施の想定はありますか。その場合、具体的なイメージがあればお示ください。	開館記念イベント等の実施は必要と考えております。事業目的に沿った計画等の提案を期待しております。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
273	要求水準書	31	5	3					本施設は新設であることから、MICE施設の設置等に係る条例は応募時点では施行されていないものと思料します。本事業の応募に際し事業提案を行うためには、当該条例の内容等を理解する必要があることから、当該条例等の案は公表されるのでしょうか。	設置条例案を公表する考えはございません。
274	要求水準書	32	5	3	1	①			「市が定める条例、規則、その他の規程に従って誠意を持って利用受付業務を行う」とありますが、減免の有無、市内市外料金の設定有無、貴市の優先利用の有無、貴市利用時の料金支払の有無等、貴市のお考えはありますでしょうか。	現時点で本市が想定しているものはございませんが、利用促進が図れるような提案を期待しています。
275	要求水準書	32	5	3	1	④			「受付方法」で例示列挙されている手段(郵送、FAXなど)は、全て満たされなければならないのでしょうか。	通常、備えるべき受付方法であると考えております。
276	要求水準書	32	5	3	1	⑤			「開館前の利用受付業務」にかかる体制を開館2年前から整えるにあたり、業務遂行のための事務所スペースについては、MICE事業者の負担において整えるのでしょうか、或いは貴市より一定のご配慮、又はスペースの提供等が考えられるのでしょうか。	MICE事業者の負担において整えていただくこととなります。
277	要求水準書	32	5	3	1	⑤			利用受付をできる体制を少なくとも2年前から整えるとありますが、受付を行うための事務所は市役所などのスペースを無償でお借りできるのでしょうか。	NO.276の回答を参照してください。
278	要求水準書	32	5	3	1	⑤			利用受付をできる体制を少なくとも2年前から整えるとありますが、開館前は事業者に入金が無いため、当該体制を整えるために要する経費はサービス購入料に含めてよいという理解でよろしいのでしょうか。	ご理解の通りです。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
279	要求水準書	32	5	3	1	⑤			利用受付をできる体制を少なくとも2年前から整えるとありますが、事業者が指定管理者に指定される時期は平成33年9月市議会の予定とあります。指定の議決までの間は、利用許可や利用料金の収受ができないのでしょうか。利用料金の前受を行わないことは安易なキャンセルにつながる可能性もあるため、貴市で預かっていただき、指定管理者に指定されたのちに事業者を引き渡していただくようお願いします。	詳細は、募集要項等に示します。
280	要求水準書	32	5	3	1	⑧			選挙の投票にMICE施設が使用されることはありますか。	現時点では、未定です。
281	要求水準書	33	5	3	1	⑨	イ		開館時間帯は、本施設利用者による駐車場利用者を優先させることとありますが、料金体系の優遇も優先させることと理解してよろしいでしょうか。	利用者の利便性に繋がる提案を期待しています。
282	要求水準書	33	5	3	1	⑨	イ		開館時間帯は、本施設利用者による駐車場利用者を優先させることとありますが、当日の需要がほとんど見込めないとしても、開館日においては300台の駐車場を確保しておくことが求められるのでしょうか。	開館日の催事件数や利用者数等に応じて、事業者側で都度判断していただくことを想定しています。
283	要求水準書	33	5	3	1	⑪			MICE誘致活動の連携先として一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会等とあるが、具体的に想定している連携先をお示してください。また長崎市として本事業安定のために誘致活動を行う予定があるか、県への働きかけを行うことは考えているのでしょうか。	実施方針P30《参考資料》に記載しております地元経済団体等を想定しております。 なお、誘致活動につきましては、長崎県と連携し、市においても積極的に実施していくこととしております。
284	要求水準書	33	5	3	1	⑫			利用者に対するモニタリングは市の行うモニタリングに影響するのでしょうか。また、利用者アンケートの形式等は事業者が指定してよいのでしょうか。	利用者に対するモニタリングは市の行うモニタリングに影響すると考えています。利用者アンケートの形式等は事業者が作成したものを事前に確認させていただきます。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
285	要求水準書	33	5	3	1	⑬			MICE施設の開業(運営開始)以前に行う業務について、開業前のため収入がないため、市からの業務委託と考えてよろしいでしょうか。	サービス購入料に含まれております。
286	要求水準書	33	5	3	1	⑭			施設管理業務に関する事務取扱基準等の制定事業者とは、MICE事業者のほか、MICE事業者から直接本施設の運営業務を受託する企業も該当すると理解してよろしいでしょうか。	現時点では、MICE事業者を想定しております。
287	要求水準書	34	5	3	2	①	イ		アルコールやタバコ、看板・サインの設置等について、法令や節度をMICE事業者が守れば、特に貴市から制限されないと理解してよろしいでしょうか。	提案に基づく事項は、確認させていただくことになります。
288	要求水準書	34	5	3	2	①	イ		“事業期間の設定、事業期間中の事業変更等は、市の承認を得て行うことができる。”とありますが、ここでいう“事業”とは、「利用者利便施設の運営業務」を指し、“事業期間”とは、本事業の事業期間の範囲内で、当該業務を実施する任意の“事業期間”を指すと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
289	要求水準書	35	6	1	2				“統括責任者を定め、業務の開始前に市に報告すること。”とありますが、ここでいう“業務”とはMICE施設の維持管理・運営業務を指すと理解してよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務と合わせて開業前準備業務も含まれます。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
290	要求水準書	35	6	2					MICE事業者は、指定管理者として「みなし公務員」の立場になるものと思料しますが、「長崎市情報公開条例」(参考)の規定によることなく、独自に策定した実施要項等にて事務処理を行うことができると理解してよろしいでしょうか。	ここでの実施要領等とは、情報公開の際の開示場や費用負担など情報公開の方法等について定めるものを指しています。
291	要求水準書	35	6	2					「長崎市情報公開条例」によると、第2条第(2)項イにおいて“本市の公民館その他の施設において、現に市民の利用に供することを目的として管理が実施されている図書、図面、刊行物、パンフレットその他これらに類するもの”は公開の対象外となっていますが、本項において事業者が実施要項等を作成し対応しなければならない情報には、どんなものがあるのでしょうか。(本事業に関して実施機関が保有している情報は、本条例に基づき実施機関が対応するものと思料します。)	長崎市情報公開条例に準じた情報及び取扱いとなります。
292	要求水準書	36	5	3	2	①	ア		利用者利便施設は事業者の提案とすることとなっておりますが、自動販売機等の簡易な利用者利便施設だけに制限されるものではなく、利用者の利便に資するものであれば提案は可能でしょうか。	ご理解の通りです。
293	要求水準書	36	6	4	1				“詳細な内容については別途定めることとする。”とありますが、当該内容は、募集要項公表時に明示されると理解してよろしいでしょうか。	事業開始前の契約協議の段階において、事業提案等を踏まえて定めることを想定しています。
294	要求水準書	36	6	4	2				“その他市の定める事項”とは、どのような事象を想定されていますか。	提案内容により必要に応じて、事業者と協議し定めるべき事項を判断することを想定しております。

(仮称)長崎市交流拠点施設整備・運営事業 実施方針等に関する質問に対する回答

NO	資料	該当箇所							質問内容	回答
		ページ	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
295	要求水準書	36	6	4	2				“その他市の定める事項”は、募集要項公表時に明示されると理解してよろしいでしょうか。	NO.294の回答を参照してください。
296	要求水準書	36	6	5					“詳細な内容については別途定めることとする。”とありますが、当該内容は、募集要項公表時に明示されると理解してよろしいでしょうか。	事業開始前の契約協議の段階において、事業提案等を踏まえて定めることを想定しています。
297	要求水準書	37	7	2	1	①			貴市への借地料についても自由提案の範囲と理解してよろしいでしょうか。	NO.56の回答を参照してください。